

# ○学習院大学経済学研究科の学位に関する細則

平成 15 年 4 月 1 日

施行

改正	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	

## 第 1 章 総則

**第 1 条** この細則は、学習院大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、経済学研究科において必要な事項を定めるものとする。

**第 2 条** 経済学研究科における学位は、学位規程第 6 条による修士の学位、学位規程第 15 条による博士の学位（以下、「課程博士」という。）及び学位規程第 28 条による博士の学位（以下、「論文博士」という。）とする。

**第 3 条** 論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は自著論文でなければならない。

2 外国語（英語を除く）による学位論文等を提出するときは、邦語訳文を添付しなければならない。

**第 4 条** 学位論文等には、要旨を添付するものとする。

**第 5 条** 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文等提出の時に添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第 46 条の定めるところによる。

3 学位論文等の提出及び論文題名の届出の窓口は学生センター教務課とする。

## 第 2 章 修士の学位論文

**第 6 条** 修士の学位論文は、在学期間に提出するものとする。

2 修士の学位論文は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 20 単位以上を修得した者及び博士前期課程に在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。

3 修士の学位論文（3 通）の提出期限は 1 月 31 日とする。論文を提出する予定の者は、前年の 11 月 30 日までに、論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。ただし、外国語による論文を提出するときは、6 月 30 日までに研究科委員会の承認を得なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

4 修士の学位論文に添付する要旨については、3 通を提出するものとする。

**第 7 条** 修士の学位論文については、学位規程第 9 条第 1 項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第 3 項の届出があった場合には、研究科委員会は、その論文の審査委員を 12 月 20 日までに選任するものとする。

**第 8 条** 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、3 月 5 日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

**第 8 条の 2** 本研究科の博士後期課程に進学する場合には、修士論文を提出しなければならない。

## 第 3 章 特定の課題についての研究の成果

**第 9 条** 特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「研究の成果」という。）の審査をもって修士

論文の審査に代えることができる。

**第10条** 研究の成果は、在学期間中に提出するものとする。

- 2 研究の成果は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び博士前期課程に在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。
- 3 研究の成果（3通）の提出期限は1月31日とする。研究の成果を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、その題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。ただし、外国語による研究の成果を提出するときは、6月30日までに研究科委員会の承認を得なければならない。なお、研究の成果の題名及び研究の成果の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

- 4 研究の成果に添付する要旨については、3通を提出するものとする。

**第11条** 研究の成果については、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

- 2 前条第3項の届出があった場合には、研究科委員会は、その論文の審査委員を12月20日までに選任するものとする。

**第12条** 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

#### 第4章 課程博士の学位論文

**第13条** 課程博士の学位論文は、在学期間中に提出するものとする。ただし、本研究科の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後退学した者は、退学後3年以内においては、再入学しないで課程博士の学位を申請することができる。

- 2 課程博士の学位論文は、博士後期課程に1年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得した者で、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。
- 3 課程博士の学位論文（3通）の提出期限は9月30日又は、3月31日とする。9月30日までに論文を提出する予定の者は6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は1月31日までに、それぞれ論文の題名を、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。その際、外国語による論文を提出する予定の者は、その旨申し出、研究科委員会の承認を得なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

- 4 課程博士の学位論文に添付する要旨については、3通を提出するものとする。

**第14条** 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、研究の分担を明確にし、学位論文の主論文として提出することについて共同研究者の同意書を添付しなければならない。

- 2 前項の論文は、学位申請者の分担した部分を主とした申請者単独名の論文でなければならない。
- 3 共同研究について、すでに共著論文がある場合には、その論文を参考論文として添付しなければならない。

**第15条** 主論文の内容が共同研究によるものであり、かつ、その共同研究についての共著論文がすでに印刷公表されているとき及び印刷公表される予定のときには、その共著論文をもって、学位規程第26条及び学位規程第40条に定める学位論文の公表の一部又は全部とすることができる。

**第16条** 課程博士の学位論文の審査委員については、第7条第1項を準用する。

- 2 第13条第3項の届出があった場合には、研究科委員会は、その届出が6月30日までになされたときは9月30日までに、その届出が1月31日までになされたときは3月31日までに、それぞれ審査委員を選任するものとする。

**第17条** 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、論文が9月30日までに提出された場合には翌年3月5日までに、3月31日までに提出された場合には9月20日までに、それぞれ終了しなければならない。

ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

## 第5章 論文博士の学位論文

**第18条** 論文博士の学位論文に添付する要旨については、4通を提出するものとする。

**第19条** 論文博士の学位論文について、主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合は、第14条の規定を準用する。

**第20条** 主論文の内容が共同研究によるものであり、かつ、その共同研究についての共著論文がすでに印刷公表されているとき及び印刷公表される予定のときには、第15条の規定を準用する。

**第21条** 論文博士の学位論文については、学位規程第32条による審査委員は、研究科委員会で選任する。

2 前項の審査委員は、論文の提出のあった日から3ヶ月以内に選任するものとする。

**第22条** 論文の審査、論文提出者に対する試験及び学位規程第28条による学力の確認は、論文（3通）の提出のあった日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

2 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、退学から3年を経過した後、5年以内に博士の学位を申請したときは、学位規程第33条第4項による。

## 第6章 改正

**第23条** この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

### 附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

## 別表

平成 年度博士論文題名届（2通）

教務課受付月日	経済学研究科	専攻学籍番号
	フリガナ	
	氏名	
現住所	〒	方 TEL

題名	.....
指導教授	承認印

上記の通りお届けいたします。

平成 年 月 日

経済学研究科委員長 殿

氏名 印

注 所要事項を記入し、9月30日までに論文提出する予定の者は6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は1月31日までに、それぞれ学生センター教務課へ提出すること。

平成 年度修士論文・特定課題研究題名届（2通）

教務課受付月日	経済学研究科	専攻 学籍番号
	フリガナ	
	氏名	
現住所	〒	方 TEL

1. 修士論文	いずれか一方に○印をつけてください。
2. 特定課題研究	

題名	.....
指導教授	承認印

上記の通りお届けいたします。

平成 年 月 日

氏名 印

経済学研究科委員長 殿

注 所要事項を記入し、11月30日までに学生センター教務課へ提出すること。